



令和5年(行ウ)第95号、同第332号
神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件
原 告 ロッシェル カップ 外159名
被 告 東京都(処分行政庁:東京都知事)

5

原 告 ら 準 備 書 面 (3)

令和6年12月9日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

10

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 下 幸 夫



原告らは、被告の令和6年9月13日付準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」といふ。)に対して、次のとおり認否・反論する。

15

第1 被告準備書面(3)「第1 本件処分と環境影響評価」に対する認否

1 同「1 環境影響評価法及び東京都環境影響評価条例と本件事業」について
原告らの主張については概ね認める。

2 同「2 本邦における施行認可と環境影響評価の関係」について

(1) 同第1段落乃至同第5段落について

いずれも概ね認める。

(2) 同第6段落について

争う。

20

第2 同「第2 原告らの主張の誤り」について

1 同「1 東京都環境影響評価審議会において十分な審議がなされていないと

25

する原告らの主張…について」について

(1) 同「(1) はじめに」について

ア 同第1段落及び同第2段落について

いずれも概ね認める。

イ 同第3段落及び同第4段落について

いずれも争う。

(2) 同「(2) 知事意見等の対応が十分でない事項について、本件事業者に対応させるべきであったとする原告らの主張…について」について

ア 同「ア 原告らの主張」について

原告らの主張内容は認める。

イ 同「イ 東京都環境影響評価審議会は関与を継続していること」について

(ア) 同第1段落について

原告らの主張は認め、議事録に「了承」という言葉が使われていないことは認め、その余は争う。

(イ) 同第2段落について

概ね認める。

(ウ) 同第3段落について

第10回総会では、本件事業者から本件環境影響評価書の素案についての説明がなされて、東京都環境影響評価審議会は、当該素案に環境保全措置が反映しているか否かを確認するとともに、本件素案に対し、一定の助言を行っていることは概ね認め、その余は知らないし争う。

(エ) 同第4段落について

東京都環境影響評価審議会は、十分審議を尽くしたとの点は否認ないし争い、その余は概ね認める。

(オ) 同第5段落について

争う。

ウ 同「ウ 事後調査の手続を通じた環境の保全についての必要な措置が講じられること」について

(7) 同第1段落について

原告らの主張内容は認め、その余は争う。

(4) 同第2段落乃至同第4段落について

いずれも概ね認める。

(3) 同「エ 小括」について

争う。

(4) 同「(3) 日本イコモス国内委員会からの指摘に係る原告らの主張…について」について

ア 同「ア 原告らの主張」について

原告らの主張内容は認める。

イ 同「イ 当該意見等をもって審議会における審議が不十分であるとする根拠はないこと」について

いずれも争う。

ウ 同「ウ 東京都環境影響評価条例上。都民が意見を述べる機会は設けられていること」について

(7) 同「(1) 東京都環境影響評価条例の定め」について

概ね認める。

(4) 同「(2) 東京都環境影響評価審議会の判断は、東京都環境影響評価条例の趣旨に従つたものであること」について

a 同第1段落について

原告らの主張内容は認め、その余は争う。

b 同第2段落について

東京都環境影響評価審議会が、令和5年1月29日付の日本イコモ

ス国内委員会の指摘事項について、本件事業者との質疑応答を行ったことは概ね認め、その余は争う。

(5) 同「(4) 日本弁護士連合会の会長声明に係る原告らの主張…について」について

ア 同「ア 原告らの主張」について

原告らの主張内容は認める。

イ 同「イ 本会長声明をもって審議会の審議が不十分であるとする根拠はないこと」について

(7) 同第1段落について

日本弁護士連合会の声明が意見の発表であることは認め、その余は争う。

(4) 同第2段落及び同第3段落について

いずれも争う。

2 同「2 長谷川準備書面（1）への反論について」について

この点については、原告長谷川茂雄代理人の令和6年12月6日付原告長谷川準備書面（2）において認否・反論しているので、原告らはその主張を援用する。

第3 原告らの主張

1 環境影響評価審議会における審議が不十分であることについて（補充）

(1) 従前の主張について

原告らは、環境影響評価審議会における審議が不十分であることについては既に主張しているところであるが¹（原告準備書面（3）第3、3〔同30頁以下〕、これに対する被告準備書面（2）第2、1〔同4頁以下〕で反論するが、原告らはその法的主張は争っているところである。）、その後の経緯を踏まえて、以下のとおり、この点に関する主張を補充する。

2 変更届が提出されたことは従前の環境影響評価に関する審議が不十分であることを示していること

東京都が本件事業者に対して、令和5年9月12日付けで、「新ラグビー場敷地の既存樹木の伐採に着手する前までに、環境影響評価書で示された検討を行った結果として樹木の保全に関する見直し案をお示しください」との要請をしていたところ（甲53）、これを受けて、令和6年9月に、本件事業の事業者は、イチョウ並木との関係で、新野球場の建築後退距離をさらに約10m大きくする設計変更を公表し（甲A30-1、甲A30-2）、環境影響評価手続において変更届（甲A31）及び事後調査報告書（工事の施行中その2）（甲A33）を提出了。

原告らは、従前、本来であれば、既存樹木の保全に関する具体的な見直し案を本件事業者に出させた上で、それを検討した上で、本件環境影響評価書案を了承することもできたはずであるのに、それをしないで了承した東京都環境影響評価審議会は十分に審議が尽くされたとは言えないと評価すべきであると主張していたところである。

本件事業者が今回提出した変更届（甲A31）によると、その「変更理由」は、「ラグビー場棟について、樹木の保全に留意した施設検討を行うとともに、東京都から要請された『神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木の保全について（要請）』を踏まえ、敷地条件や施設仕様を考慮した上で、詳細な形状について設計検討を重ねた結果、以下の方針とする。」と述べ、変更の概要として、「・ラグビー場の北側の建物規模を縮小化し、北東角を最大限後退させることで、存置・移植樹を増やし、伐採樹木を減らす。」、「・ラグビー場棟の高さを都市計画上の最高高さより低く抑え、建物の北側を階段状にするとともに東側及び西側上部の壁面を建物側に傾斜させることで、日照時間を増やし、木の生育環境を良化する。」と述べて、「ラグビー場の形状の変更」、「存置、移植、伐採樹木の本数の変更」、「工事工程の変更」が挙げられている（甲A31）。

本件事業者が、東京都からの要請を受けて変更届を提出しなければならなか
ったという事実は、「樹木の保全」という観点からは、元の計画が十分ではな
かったことを本件事業者が自ら認めたものというべきであり、そうだとすると、
本件事業者が既に提出していた環境影響評価書の内容及び東京都環境影響評価
審議会におけるその審議のプロセスが不十分であったことを何よりも明らかに
しているというべきである。

3 環境影響評価の手続において再審議が必要であったのにそれをしなかったこ とは環境影響評価に関する審議が不十分であることを示していること

東京都環境影響評価条例 63 条は、「知事は、前条第一項の規定による変
更の届出があつた対象事業について、当該変更が環境に著しい影響を及ぼす
おそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対
し、既に完了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めるものと
する。」と定めている。

今回、本件事業者が都知事に提出した変更届（甲 A 3 1）及び事後調査報
告書（工事の施行中その 2）（甲 A 3 3）によれば、事業計画は大きく変更さ
れている。

すなわち、「ラクビー場棟敷地内の樹木本数」については、ラクビー場棟
の北側面積の縮小化を図ることなどから、存置樹木は 14 本増、移植樹木
は 4 本増、伐採樹木は 27 本減などに変更されたほか（甲 A 3 1・3 3 頁）、
「計画地全体の既存樹木の変化の程度」として、存置樹木は変更前 6
16 本、変更後 616 本、移植樹木は変更前 191 本、変更後 193
本、伐採樹木 1381 本、変更後 1339 本となされている（甲 A 3 1
・3 4、48 頁）。

日本イコモス国内委員会は、上記の変更届（甲 A 3 1）が前提とする事後
調査報告書（甲 A 3 3）に関して、「樹木の本数のみの報告であり、都知事が
要請された『緑の質』に関する検討が欠落している」、「イチョウ並木の衰退

は、水循環だけではなく、地球温暖化に伴う熱環境の変化が大きな要因であることを、日本イコモスは3年間に及ぶ調査により146本の毎本調査を行い、指摘してきた。今回の報告では一切、検討が行われていない。環境影響評価は、科学的分析に基づくことが基本であり、再提出が必要である。」、「環境影響評価における科学的調査の欠落は、日弁連会長声明（2024年3月14日）においても指摘されてきた。今回、提示された芝生広場における計画は風致地区Aであるにも関わらず、一切、科学的調査が行われていない。植物社会学にもとづく、群落調査を実施し、環境影響評価の再提出と審査が必須である。」などと述べているところである（甲164）。

変更届及びその前提となる事後調査報告書からすれば、その変更の程度はかなり大きく（それ故に、東京都の要請から約1年も要したと考えられる。）、上記の日本イコモスの意見からすれば、当該変更が環境に著しい影響があることは明らかである。

したがって、東京都知事は東京都環境影響評価審議会の意見を聴いた上で再審議を求める必要があったというべきであるが、東京都環境影響評価審議会の第7回総会においては、そのような対応をしていない（甲165ないし甲167。なお、議事録はまだ公開されていない。）。

日本イコモス国内委員会は、同総会の後、都知事に対して、「環境に重大な影響を与える開発行為に対して…十分な資料の提出が行われず、審議が公正大に尽くされませんでした。」として、「東京都環境影響評価条例第63条に基づき、変更後の環境影響評価書案の公示・総覧・意見書・公聴会を行い、事業者に、既に終了している手続の全部又は一部を再度実施するよう求めさせていただきたく要請します。」とする要請をしている（甲168）。

そうであれば、本件処分（施行認可）にかかる環境影響評価手続には違法があり、ひいては、本件処分（施行認可）には違法があるというべきである。

4 被告の本案前の主張に対する原告らの主張の補充

原告らは、被告による本案前の主張（原告適格）について、原告ら準備書面

(2) 第3、1において詳述したところであるが、この点について、次のとおり補充する。

(1) 北青山一丁目アパートの住民について

ア はじめに

第95号事件の原告5乃至31、第332号事件の原告2乃至14は、北青山一丁目アパートに居住する住民であり、以下に述べるとおり、本件処分の取消を求める原告適格を有すると解すべきである。

イ 判断枠組みについて

この原告らについて原告適格が認められるかどうかについては、東京地裁令和4年5月17日判決（判例集未登載、判例秘書L07731581）が参考にされるべきである。同判決は、市街地再開発組合設立認可処分取消請求の事案であるという点では本件とは異なるが、同判決は、その事業において整備されることが予定されている道路が整備された場合には、本件道路において、相当の交通量が日々、継続的に生ずる可能性があるとして、道路の整備に起因する大気の汚染、騒音、振動等によって周辺住民に健康又は生活環境に係る著しい被害を生ずるおそれがあること自体は否定することができないとして、原告適格を判断しているという点では本件訴訟においても参考になる点があると言える（同判決は、一部の原告に原告適格を認めている。）。

同判決は、判断枠組みとして、「…処分を定めた行政法規が、専ら一般的公益の中に吸收解消せしにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、処分の相手方以

外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参照し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（行政事件訴訟法9条2項。最高裁平成16年（行ヒ）第114号同17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁参照）。」と判断している。

その上で、同判決は、「都市再開発法は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的（同法1条）とするところ、同法は、組合の事業計画の内容が都市計画に適合していることを組合の設立認可の基準の一つ（同法17条3号）としていることからすると、都市計画の基準等について規定する都市計画法も本件設立認可の根拠法令の一部を構成しているといえる。」「都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することをその目的（同法1条）とするほか、健康で文化的な都市生活を確保すべきことを基本理念の一つ（同法2条）とした上で、都市計画について、国土形成計画等の計画（当該都市について公害防止計画が定められているときはこれを含む。）に適合しなければならず、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならないとする（同法13条1項柱書き）とともに、都市施設について、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な

都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとしている（同項11号）。また、同法は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとし（同法16条1項）、都市計画を決定しようとする旨の公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案について意見書を提出することができるものとし（同法17条2項）、都市計画の認可の告示があったときは、事業の概要について事業地及びその付近地の住民に説明する等の措置を講ずることにより、事業の施行について協力が得られるよう努めなければならない（同法66条）旨を定める。」、「さらに、都市計画法において、都市計画を適合させなければならないものとされている公害防止計画は、環境基本法を根拠とするものであるところ、同法は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをその目的（同法1条）とし、公害（同法2条3項）が発生するおそれのある地域について、その発生を防止するために総合的な施策を講ずるため、都道府県が環境基本計画として公害防止計画を作成することができる旨（同法17条柱書き）を定めるとともに、国が講ずる環境の保全のための施策として、環境影響評価の推進（同法20条）を定める。そして、ここにいう環境影響評価の具体的な手続等は、環境影響評価法に定められているところ、同法は、環境影響評価の結果を対象事業に係る環境の保全のための措置その他の当該事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとることなどにより、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるように確保することなどを目的（同法1条）として、環境影響評価（同法2条1項）の評価項目の範囲（同法11条1項等）及び手続等を定め、対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項等に基づいて、当該対象事業につき、環境

の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない旨（同法33条1項）を定める。また、被告は、事業の実施に際し公害の防止等に適正な配慮がされることを期し、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、本件条例を定めており、環境影響評価（本件条例2条1号）の評価項目の範囲（本件条例9条、本件条例施行規則6条）及び手続等を定めた上で、東京都知事は、対象事業の許認可権者に対し、対象事業に関する環境影響評価の結果（評価書）を送付するとともに、当該事業の実施についての許認可等を行うに際して当該事業に関する環境影響評価の結果について十分に配慮するよう要請しなければならない旨（本件条例60条）を定める。これらの規定は、都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とするものということができる。」、「そして、前記（イ）の都市計画法の規定に加え、上記（ウ）の環境基本法等の規定の趣旨及び目的をも参照すれば、組合の設立認可に関する都市再開発法の規定は、市街地再開発事業に伴う大気の汚染、騒音、振動等によって、健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、その趣旨及び目的とするものと解される。」と判断している。

その上で、同判決は、「都市再開発法及び都市計画法の趣旨及び目的について前記…のとおりに解した場合には、本件設立認可との関係において、本件事業の施行に起因して生ずる環境の悪化によって健康又は生活環境に係る被害を受けない旨の利益は、本件設立認可の取消しを求めるについて法律上保護された利益と解する余地があるところ、それが本件設立認可の取消しを求めるについて法律上保護された利益であるといえるためには、当該利益を受ける者の特定性、当該利益の個別具体性、

被害の性質ないしその重大性等を考慮した上で、本件設立認可の根拠となる法令がこれを専ら一般的公益の中に吸收解消させることなく、それが帰属する個々人の個別的利益としても保護しているといえる必要があるというべきである。」、「都市再開発法及び都市計画法その他の関係法令に違反した組合の設立認可がされた場合において、仮に、当該組合による都市再開発事業の施行に起因して大気の汚染、騒音、振動等が生じたときに、その被害を直接的に受け得るのは、同事業の施行地区及びその周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は同事業の施行地区に接近するについて増大するものと考えられること、同事業の施行地区の周辺地域に居住する住民が、当該地域に居住し続けることにより上記の被害を反復、継続して受けた場合には、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねないことなどからすれば、都市再開発法及び都市計画法その他の関係法令は、組合の施行する都市再開発事業に起因する大気の汚染、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住する個々の住民に対して、こうした被害を受けない旨の具体的利益を、一般的公益の中に吸收解消させることなく、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」として、「したがって、本事業に起因する大気の汚染、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住する住民は、本件設立認可の取消しを求めるについて法律上保護された利益を有する者として、原告適格を有するものといえる。」との判断枠組みを示している。

すなわち、「本事業に起因する大気の汚染、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住する住民」か否かという判断枠組みを示しているのである。

そこで、この判断枠組みを前提として、次のとおり主張する。

ウ 騒音被害について

原告準備書面（2）において述べたとおり（同8頁以下）、環境影響評価書（乙54の3・131頁以下）は、新設される神宮野球場の供用後の騒音については、近隣住宅において施設利用者が対策しなければ、その時点で騒音に関する環境基準を超える（58デシベル）ことを認めている。

そして、新神宮球場は、都営北青山アパート側では外野席を低くしており、その反対側には観覧席上部にホテルが設置され、更に高くなるホテル接地側の背景には2棟の高層ビルが出現するという新神宮球場の形状となっている（甲37）。そうだとすると、騒音は西側の高層施設に反響して、低くなっている都営北青山アパート側により高い騒音レベルで到達することが容易に推測できることからすれば、環境影響評価書で示された騒音レベルを超える騒音被害が発生することが確実であると考えられる。

そして、本件工事中は工事用車両の移動による騒音も考えられるところである。

そうであれば、北青山一丁目アパートの住民である原告が、騒音によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住していることは認められ、原告適格が認められるべきである。

エ 風害について

この点についても、原告準備書面（2）において述べたところであるが、環境影響評価書は、青山通り、伊藤忠前では、対策後も、領域C（中高層市街地相当）であるとされる（甲54の3・428～434頁）。これからすれば、北青山一丁目アパートの住民についても、領域Cとされることになる。

しかしながら、領域には幅があり、対策後に領域Cになるといつても、領域Dに近い領域Cということもあり得る（大阪高等裁判所平成15年10

月28日判決・判例時報1856号108頁参照)。

環境影響評価書では、風環境について「風工学研究所」の基準で判断したとされているが(甲54の3・426頁)、原告らが問題にしているのは、環境影響評価書で示されたような全体的な風の発生度合いというよりは、既に武蔵小杉などで問題となっている突風による被害である(甲137)。

環境影響評価書では、風洞実験により事後の風環境を評価したとされるが(甲54の3・426頁)、その実験でビル風が正しく評価されているとは考えにくい。

そうであれば、風害については、環境影響評価書ではビル風の発生可能性については評価できていないというべきであるし、今般の神宮外苑再開発によって、そのもっとも近隣である北青山一丁目アパートの住民である原告らについては、風害による健康被害が発生する具体的、現実的な蓋然性が高いと解されるものであり、

そうであれば、北青山一丁目アパートの住民である原告が、騒音によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住していることは認められ、原告適格が認められるべきである。

(2) それ以外の原告らの景観利益の主張について

ア 原告らは、原告準備書面(2)において、景観利益についての従来の主張を補充し、国立マンション事件の最高裁判決(最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁)の意義とその適用について述べた上で(同18頁22行目から同19頁19行目)、景観法、東京景観条例及び新宿景観まちづくり条例があることを指摘して、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者」に対して、「良好な景観の恵沢を享受する利益」が法律上保護に値すると解されることを指摘した(同19頁20行目から20頁12行目)。

イ また、原告らは、神宮外苑が、良好な風景として、人々の歴史的又は文

化的環境を作り、豊かな生活環境を構成することについて詳細に主張した（同20頁13行目から25頁18行目）。

その上で、人々は国有地であったものから払い下げられた歴史的経緯と、今も変わらない姿が愛着を持って親しまれている現状を踏まえれば、樹木を含む歴史的文化的価値とその景観は新宿区民や都民を含む日本国民全体の共有財産ともいえるものであり、神宮外苑は、銀杏並木や多数の樹木により、全体として美しい風景を形成しており、人々の歴史的又は文化的環境を作り、豊かな生活環境を構成していることを指摘し、このような客観的な価値を有する景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するものというべきであることを指摘した（同25頁20行目から同26頁15行目まで）。

ウ さらに、原告らは、平成19年（2007年）4月に策定され、平成30年（2008年）8月に改訂された「東京都景観計画」（甲141）において、「保全対象建築物」として、「明治神宮聖徳記念絵画館」が指定されていること（同147頁）を指摘するとともに（同26頁16行目から同27頁12行目）、新宿区が「新宿区まちづくり計画」を定め、それに基づいて、「新宿区景観形成ガイドライン」を策定しており（甲142）、この「四谷地域」の「神宮外苑・南元町エリア」についての「景観形成の方針」として、「1 明治神宮聖徳絵画館の広大な眺めを保全する」として、「広場を取り囲む樹木を保全する」などとともに、「3 まとまったみどりを身近なみどりを感じられる景観をつくる」と定めていることを指摘した（同27頁13行目から19行目まで）。

エ 本件の原告らと神宮外苑との位置関係は、甲第57号証及び甲泰148号証に記載のとおりであり、少なくとも、これらの原告については、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者」

として、原告適格が認められるべきである。

才 原告らは、景観利益として原告適格を認めた裁判例として、参考にされるべき裁判例として、神戸地裁令和4年8月23日判決（甲143・判例秘書L07750891）を紹介した（同28頁4行目から30頁7行目まで）。

力 本件事業者は、令和6年10月28日、神宮第二球場の解体工事に伴う伐採移植に関する工事に着手し、3メートル以上の高木の伐採を開始しており（甲169）、伐採開始後約1ヶ月で、神宮第二球場跡の高木がごつごつ伐採されるに至っており（甲170）、現在も伐採作業は続いている。

これにより、多数の樹木により、全体として美しい風景を形成していた明治神宮の景観はまさに破壊されようとしている。

本件処分が契機となって、本件事業者らが再開発の一環として、木の伐採を進めて景観の破壊をしているということについて、これまで神宮外苑の良好な景観の恵沢を享受してきた原告らにおいては大変に精神的なショックを受けて心を痛めている。このような原告らにおいて、原告適格がないとして本件処分を争えないとするのはあまりにも理不尽であるというべきであり、原告適格を認めるべきである。

以上